

緩和ケア病棟入院説明書

『緩和ケアとは』

当院では“私たちは、あなたの歩んできた人生に敬意を払い、あなたとあなたの大切な人たちが充実した今を過ごせるように寄り添います”の緩和ケア病棟理念の基、痛みや不安など患者さんのかかえるさまざまな苦痛を緩和するために多職種から成るチームで治療やケアを行い、患者さんとその家族のクオリティ・オブ・ライフ(生活の質)の向上を目指すとともに、大切な人達と充実した時間を過ごせるような環境を提供します。

『緩和ケア病棟の入院基準』

- ・ 悪性腫瘍の診断を受けており、患者さん・ご家族が病名、病状について理解している。
- ・ 患者さんおよびそのご家族が緩和ケア病棟の方針を理解し、サポートを希望している。
- ・ 積極的ながん治療が実施されておらず、今後もその予定がない。ただし、疼痛などの症状コントロールや緩和照射が目的の場合は除きます。
- ・ 危篤時に人工呼吸器・胸骨圧迫などの延命措置を行わないことを理解できている。

以下の入院は受け付けていません

- ・ 18歳以下。
- ・ 長期療養を目的とした入院。
- ・ 精神科疾患、認知症患者（その症状が他の患者さんの迷惑やスタッフの負担にならない程度にコントロールされている場合は緩和ケア病棟入退室判定会議で入院の可否を検討します。）

暴言、暴力行為、セクシャルハラスメントなど職員や他の入院患者への迷惑行為を繰り返す場合は強制退院とします。

『緩和ケア病棟で提供できる医療について』

- ・ 苦痛緩和のため、医療用麻薬などの鎮痛剤をはじめとした薬物療法や精神的ケアを中心に行います。
- ・ 疼痛緩和のための放射線治療や神経ブロックなどは適応をチームで検討した後、患者さん、ご家族に相談いたします。
- ・ 輸血は原則として行いませんが、全身状態、予後、必要輸血量などを総合的にチームで検討し、有益性が高いと判断した場合は濃厚赤血球に関しては投与を考慮します。新鮮血血漿、血小板輸血は行いません。
- ・ 症状緩和を目的とした処置や手術が有用とチームが判断した場合は、患者さん、ご家族に相談したうえで一般病棟への転棟転科、もしくは転院を検討します。
- ・ 健康食品などの代替療法は他の患者さんの迷惑にならなければ、自己責任、自己管理のもとで継続することができますが、点滴や注射、未承認薬投与などの医療行為を伴うものはできません。

『その他』

- ・ 症状緩和が目的の入院の場合はある程度症状が緩和した後は自宅退院が可能です。介護力や独居が理由で自宅退院に不安を感じる場合は必要に応じて在宅緩和ケアや転院、施設入所を提案します（緩和ケア病棟はより多くの患者さんに緩和医療を提供することを目的としているため、療養を目的とした入院の継続はご遠慮いただいておりますが、自宅退院や転院した後に症状の増悪を認めた場合は再入院していただき、症状の緩和を行います。）
- ・ 在宅療養中の患者の家族または介護者が疲労のため介護が困難になった場合、2週間を上限として入院を受け入れます。（レスパイト入院）
- ・ 通院が困難な場合、緩和照射を行う期間の入院は受け入れます。
- ・ 夜間、休日は主治医以外の医師が診療にあたることがあります。
- ・ 医師、看護師、薬剤師、臨床心理士、リハビリスタッフ、管理栄養士、医療ソーシャルワーカーなどによるチーム医療で患者さんの身体的・精神的・社会的苦痛など様々な苦痛緩和のサポートをいたしますのでご気軽にご相談ください。